

○国土交通省告示第七十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の十三第一項第四号の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十七年一月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

建築基準法施行規則第三条の十三第一項第四号の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の十三第一項第四号の国土交通大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 建築基準法施行規則第三条の十三第一項第三号に規定する登録特定建築基準適合判定資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習（建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の施行の日（平成二十七年六月一日）前に行つたものに限る。）を修了した者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築物の構造に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

三 前各号と同等以上の知識及び経験を有すると国土交通大臣が認める者

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。